

生命倫理の視点からみた徳川綱吉の治世についての研究

Aspects of the Era of Tsunayoshi Tokugawa from the Perspective of Bioethics.

阿部道生 歯学部・生物学教室

Michio Abe, Tsurumi University School of Dental Medicine, Department of Biology

概要

徳川綱吉の「生類憐れみの令」を我が国における人権意識の発展につながる政策として位置づけ、生命倫理教育の教材として活用可能な資料を提示する。

In this paper, the “Shōruiawareminorei (Edicts on Compassion for Living Things)” of the fifth Edo Shogun, Tsunayoshi Tokugawa, is positioned as a policy that leads to the development of human rights awareness in Japan. Some of the official notices were presented as teaching materials for bioethics education.

はじめに

歯学部1年生を対象とした講義、「発生学」では、ヒトの発生を扱う都合上、講義の冒頭で「ヒトとはなにか」について触れている。現行の日本国憲法、民法、刑法におけるヒトの扱いを歴史的背景と変遷から説明していく中で、我が国の歴史上「人権」につながる実効性を伴った法整備の一例として、徳川幕府五代将軍徳川綱吉による「生類憐れみの令」にも触れてきた。綱吉は、200年を超える江戸時代において、特に文化の興隆を見た元禄時代の将軍であり、また、当時から「犬公方」という不名誉な蔑称とともに語られてきた将軍でもある。「生類憐れみの令」は俗には綱吉による犬を中心とした過度な生き物保護であり、民衆を疲弊させた悪法、とされる一方で、その治世は儒教に基づく文治政治の一環であり、綱吉の死後も継続された「捨て子禁止」などは、生類憐れみの令を転換点とする見方もある(三時, 2020)。「生類憐れみの令」が保護の対象とした生類は犬にとどまらず子供、高齢者、病人といった社会的弱者の保護の観点を伴う法制であった。本稿では、生物学、生命倫理の観点から見たときの「生類憐れみの令」の特徴をまとめ、近代の人権意識につながるものとして位置付けることを試みる。

徳川綱吉と元禄時代

綱吉は三代将軍・徳川家光の四男として正保3年(1646年)1月8日、江戸城に生まれた。

京都の八百屋の娘、市井出身の母、桂昌院によって育てられ、従来の将軍候補が受けてきた武家の教育とは異なる教育を受けた。後の綱吉が儒教に傾倒したのもこのためと言われる(ベイリー, 2015)。

延宝8年(1680年)5月、四代将軍家綱が40歳で死去したために内大臣および右近衛大将となり、さらに将軍宣下を受ける。宝永7年(1710年)に麻疹により64歳で死去。将軍であった期間は延宝8年(1680年)から宝永7年(1710年)までの30年間である。元号としては、延宝、天和、貞享、元禄、宝永、が含まれる。綱吉の将軍期は彼の生い立ちにみられるように、それまでの将軍が受けてきたような武芸を中心とした教育を受けなかったことや、戦国時代の終わりにあたって武士の立場や影響力がそれまでよりも弱くなってきた時代背景などから、庶民と文化の成熟、武士の影響力の低下、武断主義から文治主義への転換期とされている(栗田, 1920)。

これらの時代、特に元禄期についてはケンペルの言葉を借りるなら「芸術の開花、優美、贅沢、豊満、そしてまた退廃」をイメージさせる「都市文化が花咲かせた時代」であり、「徳川の平和(パクス・トクガワ)」の象徴ともいうべき時代であった(ベイリー, 1994, 中西, 1975)。ケンペルはオランダ商館付きの医師として長崎の出島に滞在し、その間に二度、綱吉に謁見しており、また、当時の資料を多く集めて後に「日本誌」として執筆したが、その中で綱吉の治世や対外政策については肯定的にとらえられている。

元禄期を含む綱吉の将軍期は、後世においても語ら

れる大きな出来事が多発した時期でもあった。現代の日本人が「江戸時代」というフレーズから想起する出来事の多くはこの時代に起こっている。「七五三」の風習は綱吉が息子、徳松の健康を祈願して天和元年（1681年）に行なったことが起源とされる（神社本庁, 2021年閲覧）。また、現在でも年末になると興行され、テレビ等でもドラマとして流れる「忠臣蔵」の元となる赤穂事件も元禄期のものである。赤穂事件は元禄14年（1701年）3月14日に赤穂藩主浅野内匠頭長矩が、江戸城松之大廊下で、高家吉良上野介義央に斬りかかった事に端を発するものである。ただ、赤穂事件には「忠臣蔵」として捏造された物語が人口に膾炙してきた背景がある。物語の発端を担う吉良の「賄賂の要求」「田舎大名という罵倒」は室鳩巢が宝永6年（1709年）に著した「赤穂義人録」に初めて出てくる表現であり、室による捏造とされる（ベイリー, 2015、佐藤, 2003）。

また、綱吉の治世の期間には多くの天変地異が知られている。天和2年（1682年）の大火（八百屋お七の火事）、貞享2年（1685年）の大地震、元禄8年（1695年）頃から始まる奥州の飢饉、元禄11年（1698年）の大火、元禄16年（1703年）の元禄地震・火事、宝永元年（1704年）前後の浅間山噴火・諸国の洪水、宝永4年（1707年）の宝永地震、貞観6年（864年）の貞観噴火以来の大噴火であり、富士山としては有史以来もっとも激しいとされる宝永4年（1707年）の富士山（宝永山）噴火、および宝永5年（1708年）の京都大火などである。これらは、幕府の経済状態を圧迫する要因となったであろう。

江戸初期は「傾奇者」による刃傷沙汰の時代でもあったが、綱吉はこれらを厳しく取り締まっている。例えば、貞享3年（1656年）には初代火附改である中山勘解由により200人余りの傾奇者が検挙され、そのうち11名が極刑となっている。このような動きは、従来の武断政治から、元禄時代という文治政治への切り替えを推し進める事につながった。これは、同時に傾奇者の間で広がっていた食犬の風俗を辞めさせることともなった（福田, 2010）。

他に、渋川春海による、わが国初の和暦である貞享暦の採用と天文方の新設も綱吉の治世中の貞享2年（1685年）であった。

犬公方という悪評

徳川家康の天下統一の後、慶長20年（1615年）の大阪夏の陣をもって戦国時代が終わりを告げて以降、武断主義から文治主義への移行は必然であったといえる。すでに四代将軍徳川家綱の時代からその傾向はみられ、例えば「かぶきものの取り締まり」や「殉死の

禁止」、「末期養子の禁の緩和」などに片鱗を見ることが出来る（大石, 2017）。しかし、これらは将軍の意図というよりも、老中や大老の発案になるものと思われる。文治主義として、綱吉は天和3年（1683年）の武家諸法度（天和令）でその立場を明確にしている。武家諸法度は諸大名を統制するための基本法だが、天和令は其中で従来「文武弓馬ノ道、専ら相嗜ムベキ事」とされていた文言を「文武忠孝ヲ励シ、可正礼儀事」に変更し、より儒教的な道徳をうちだしたものである。

武断主義から文治主義への転換とは、同時にそれまでの武士の権威や力が減少していくという意味でもあり、綱吉に対しては武士階級からの否定的視線が向けられていた。そのなかでも特に顕著なものが「三王外記」である。1785年の「三王外記」は匿名で出版されながら、その内容から太宰春台作とされる著作で、ここでは綱吉を残忍で腐敗した君主像としてあらわした。「生類憐れみの令」が「綱吉の息子、徳松の死後に世継ぎが産まれないのは前世での殺生のため。綱吉が成年なので犬を大切にせよ、と僧隆光に言われた」ことに端を発するとする伝承もここから始まっている。後世に伝わる悪政としての綱吉時代のイメージはこの「三王外記」を原典とするものが多いが、その史料としての価値には問題があるとされる。ベイリーは「三王外記」を「学のあるものによる明らかなでっち上げ」（ベイリー, 2015）とみなしている他、古くは寛政年間の平戸藩主であった松浦青山が「三王外記」について「十に一つも事実がなく、つくりごとばかり書かれている」と「甲子夜話」の中で批判している（福留, 2011）。

たとえば、馬が人語を話すという「馬の物言い」という出来事についても、「三王外記」では綱吉の悪政に対する怨嗟を人語を話す動物に仮託した不敬として扱われているが、これについても内藤耻叟の「徳川十五代史」では生類憐れみの令以前の天和2年（1682年）にも記録があるとあり、純粋に虚言を弄するものが罰せられたと見るべきである（内藤, 1892）。「三王外記」には、このような綱吉を批判するための偏りが多く見られる。

綱吉が無能な君主（「犬公方」）であった、とする見解の多くはこの「三王外記」に依拠している。綱吉の再評価が進むまでは「大抵の人々が多かれ少なかれ耳にしている」「昔はひどい権力者・将軍がいて、犬を“お犬さま”とよばせたり、犬を傷つけただけで人間を牢屋にぶちこんだり、死刑にしたことがあったそうだと・民主主義の今日では全く考えられないことだ」というのが一般的な徳川綱吉像として成立していた（板倉, 2007）。明治の頃にも綱吉は名君とする立場、狂人と

する立場が並立し、混乱していた状況もあるが、これらもその出典として「三王外記」を認めるかどうか、で別れていた（服部，1978）。

大正14年の「近世日本世相史」（斎藤隆三，1925）でも、この「三王外記」の内容をそのまま繰り返しており、影響力の深さが知られる。

入沢達吉は「徳川十五代史」を読んだ経緯から「其ノ行為ノ奇異ナル、必ズヤ是一個ノ精神病患者ナラントノ疑念ヲ生ジ」、「猶ホ他ノ史籍ヲ参照」して分析をおこなったとする論文を国家医学会雑誌に発表しているが、その内容は「徳川氏十五世ヲ通ジテ、文教上ノ大恩人」と言われる綱吉は実は「漫ニ書淫タリシニ止マリ」、男色のため小姓を幽閉したとし、「歴史上空前ノ奇劇」とする「生類憐れみの令」も隆光の進言を起源とする、あきらかに「三王外記」に従って形成された見解であった。当時入沢は東京帝国大学医学部長、宮内省侍医頭を勤め、医師法の成立にも関わった人物であり、医療系の専門雑誌にこのような文を発表したことによる影響は少なくなかったと思われる（入沢，1903）。

その入沢を「わが国内科学の泰斗」と評価する服部も綱吉について「熱中性があり」「偏執病性性格というべき異常性格」と結論づけている（服部，1978）が、これもその典拠としているものは「三王外記」であった。これらは、入沢らが異分野の専門家であるがゆえに領域の異なる「三王外記」の背景には無知であったためとみるべきかもしれない。「生類憐れみの令」については、他に「徳川実紀」も史料としてつかわれるが、こちらも成立が天保14年（1844年）以降であること、随所に伝聞や別の史料による内容が含まれること等からその内容にも注意が必要である。

1944年に三上参次が著した「江戸時代史」では、捨馬の禁や病牛馬の飼養、捨子の禁をもって「あたかも聖武天皇の御代を再現せし感あり」と評価しつつも、やはり綱吉が自身が成年ゆえに悪政を成した「言語道断の沙汰なり」としている（三上，1944）。

これらは、歴史史料にあたる際に、その内容や成立背景を精査しておく必要がある、という基本的姿勢の重要性を再確認させる状況といえる。「生類憐れみの令」が近年の道德教育の現場でとりあげられることがあるのはこのためであろう（板倉，2007）。

塚本学、板倉聖宣、ベイリーらにより2000年以降は「三王外記」から離れた綱吉の再評価が行われてきた（塚本，1998、板倉，2007、ベイリー，1994，2015）。その結果、犬公方という「暗君」としての綱吉像は今では急速に過去のものとなりつつある。例えば、大衆書としてコンビニエンスストア等で扱われている「最新研究でここまで分かった 日本史 通説のウソ」で

は「犬將軍綱吉は暗君だった、というのはウソ」という章をたて、生類憐れみの令は「人間も対象にした社会保護法」としている（日本史の謎検証委員会編，2018）。

「生類憐れみの令」とはなにか

俗に「生類憐れみの令」と呼ばれるものは、独立した一つの法ではなく、徳川綱吉によってだされた御触れのうち、関連する内容の百を超える御触れをまとめて呼称したものである。そのため、これがいつから開始されたか、という点については諸説あるが、最も初期のものとしては綱吉が將軍に宣下された延宝8年（1680年）に出された「馬の筋を切り、つくろうことを禁止」（常憲院殿御実紀）とするものであろう。

「この月諸大名つでをもとめ老臣に請託する事を禁ぜらる。また馬の筋を切る事をとどめらる」（常憲院殿御実紀 延宝8年）

これは、馬の足並みが快活になるように、馬の足の筋肉を切る風習があったものを禁じたお触れである。同様の御触れはその後貞享2年（1685年）にもだされている。馬の筋を切る、という行為は不仁であり、そのような「拵馬」を悪しき流行として禁じる意図があった（根崎，2005）

「馬の筋のへ候儀、第一用方に不宣、其上不仁なる儀にて、御厩に立候御馬共、先年より御停止被仰付候えとも、今以世上にてハ拵馬在之由候、向後堅御制禁被仰出者也」（江戸町触集成 2372 貞享2年）

他に、初期の御触れとしては同じ貞享2年に出されたもので將軍の御成の際に犬や猫をつなぐ必要はない、とするもの、貞享4年（1687年）の病気の牛馬を捨てることを禁じたもの、などが挙げられる。

「御成被為遊候御道筋江、犬描出申候而も不苦候間、何方之御成之節も、犬猫つなき候事、可為無用者也」（江戸町触集成 2356 貞享2年）

「惣而人宿又ハ牛馬宿其外二も、生類煩重く候得ハ、いまた不死内二捨候様二粗相聞候、右之外、不屈之族有之におゐてハ急度可被仰付候、蜜々二而ヶ棟成儀有之候ハ、訴人に出へし、同類たりといふとも、其科をゆるし御ほうひ可被下候」（江戸町触集成 2545 貞享4年）

「生類憐れみの令」における個々の御触れ全般の詳細

については他の成書に譲るとして、ここでは生命倫理の観点から特記すべきものを挙げていく。なお、個々の御触れについては江戸町触集成（近世資料研究会、1994）によった。

病人、病牛馬の保護

病人の保護、また病牛馬の保護は繰り返しだされているが、初期のものとしては天和3年（1683年）のものがある（仁科、2019）。その後、貞享4年、元禄2年、にも繰り返される。これらは、次の服忌令との関連もあり、町中で死体あるいは罹患した個体を放置させないようにする、という穢れに対する意図もあった。貞享4年の御触れを示す。

「忽而人宿又ハ牛馬宿其外ニも、生類煩重ク候得ハ、いまた不死内ニ捨候様ニ粗相聞候、右之外、不届之族有之におもてハ急度可被仰付候、蜜々ニ而ケ様成儀有之候ハ、訴人に出へし、同類たりといふとも、其科をゆるし御ほうひ可被下候、以上」（江戸町触集成 2545 貞享4年）

服忌令（ぶつきりょう）

服忌令は中国の唐代につくられたものが日本に伝来し、令の規定にとり入れられたものを起源とする。貞享元年（1684年）に綱吉が儒学者の林鳳岡、木下淳庵らに改訂させた服忌令には喪に服する内容以外に血の穢れや死穢についての決め事が作られ、服忌の觀念が社会に浸透していくきっかけとなった。ここでは血液は三滴で穢れとして扱われ、対処しなくてはならないとした（林 1967, 福田 2010）。ここで、血液の穢れ、死の穢れへの対処を明文化したことは、その後の様々な生き物の保護につながっていく。

捨て子の禁止

貞享4年（1687年）に出されたものをはじめとして、元禄3年、元禄7年、元禄9年、元禄13年、元禄15年、宝永元年と繰り返し捨て子についての御触れが出されている。これらは「捨て子は養育すること」から始まり、元禄3年には捨て子を禁じることが明言された。最初に出された貞享4年の御触れは次のようなものであった。

「捨子これ有り候ハ、早速届くるに及ばず。其所の者いたはり置き、直ニ養候か、又ハ望の者これ有り候ハ、遣すべく候。急度付届に及ばず候事」（捨て子があればすぐさま届け出ようとせず、その場所の者がいたわり、みずから養うか、またはのぞむ者がいればその養子とせよ。必ずしも届け出なければならないわけではない）（江戸町触集成 2566 貞享4年）

また、捨て子の禁止が明文化された元禄3年の御触れは以下のものである。

「捨子いたし候事、弥御制禁ニ候、養育成かたきわけ有之候ハ、奉公人ハ其主人、御料は御代官手代、私領ハ其村之名主五人組、町方ハ其所之名主五人組江其品申出へし、はこくみ成かたきにおいてハ、其所ニ而養育可仕候、此上捨子仕候ハ、急度曲事たるへき者也」（江戸町触集成 2690 元禄3年）

これだけ捨て子についての御触れが繰り返されたことは、度重なる御触れにも関わらず捨て子が減少しなかったことを意味している。天和2年（1682年）に刊行された井原西鶴の「好色一代男」には主人公の出自について「犬も不思議に喰い残し」という表現があり、捨てられた子供が生きながらえることは当時困難であったことがわかる。「七歳未満の子供はまだ完全に人間ではなく、地獄に落ちたり成仏したりするような魂を持たないと考えられていた」（ベイリー、2015）という時代背景もあり、綱吉以前は子供の人命はさほど省みられていなかった上、明暦3年（1657年）の明暦の大火では10万人を超えると言われる死者においても特に老人と子供が目立っていたという。「生類哀れみの令」以降は次第に「捨て子を悪とする見方」が成立していくことになる。

また、元禄3年の御触れでは、捨て子を育てること、捨て子がみつかったら届け出ること、の他に7歳までの子供も届出をして登録するように、との内容があり、7歳以下の子供もまた成人と同様に人間として扱う方向性が確認できる。出生調査はこのあと元禄9年（1696年）、宝永元年（1704年）にも行われている。特に元禄9年の御触れでは3歳までの子供、妊娠、出産、流産も記録する事、となっている。

牢屋の環境改善

元禄元年（1688年）の御触れで、牢屋での死亡が目立っていた小伝馬町の囚獄の環境改善を命じている。具体的には、冬に風が吹き抜けないよう所々に格子を設けること、行水は月に5度行うこと、宿無しには雑紙をやり、秋には布子を1枚増やして2枚与えること、等。これに先立つ貞享3年（1686年）は非人に施行米を与えるように、という御触れもでており。保護の対象が社会的弱者や犯罪者をも対象としていたことが伺える。

社会的弱者の籠の使用を許可

元禄13年（1700年）の御触れでは、それまでは籠の使用を禁じられていた女性、老人、病人、子供に対

して籠の使用を許可する、としている。同様の御触れが宝永2年（1705年）にも出されている。

世界初の障害者学校の設立

綱吉は、盲人最高位の検校でもあった杉山和一の鍼治療を好んだ。杉山は現在も使われている管鍼術（鍼を筒状のものに入れて鍼の位置を決める方法）を開発したとされる人物であり、天和2年（1682年）には綱吉の鍼治振興令を受け、自宅敷地内に杉山流鍼治導引稽古所を開設した。これは盲人のための教育施設であり、後に元禄6年（1693年）に杉山が本所一ツ目に土地を拝領した際には江ノ島より分祀された敷地内の弁財天社内に移設された。フランスにおけるヴァランタン・アユイの盲学校が1784年、同じくシャルル・ミシェル・ド＝レペーの聾学校が1760年の設立であり、障害者のための専門教育施設として、杉山の鍼治導引稽古所は世界で最初のものといえる。本所一ツ目の土地には現在も江島杉山神社として残っており、敷地内には杉山鍼按治療所がおかれている（写真1, 2）。2021年には「障害者教育「犬公方」が支え」という記事で紹介された（読売新聞, 2021）。

湯島聖堂の建立

元禄3年（1690年）に綱吉が孔子廟として造営したものが湯島聖堂である。これは日本の学校教育発祥の地ともよばれ、1797年には昌平坂学問所、1868年に昌平学校、1870年東京府中学となり、境内に東京師範学校（現筑波大学）、東京女子師範学校（現お茶の水大学）が設置された。学問所の敷地は現東京医科歯科大学湯島キャンパスとなっている。

これらのほか、鷹狩の禁止、生き物を生きたまま売買することの禁止、生き物に芸をさせることの禁止、趣味で行う釣りの禁止、等その内容は多岐にわたっている。生命倫理に関わりのあるものを抜き出した御触れの一覧を表1に示す。

まとめ

「生類憐れみの令」の対象は人間から、牛馬、犬、鳥、魚介、虫と多岐にわたっているが、共通している点はそれらのもたらす「穢れ」、すなわち流血、病、死等避ける、という観点である。これは、そのまま社会



写真1

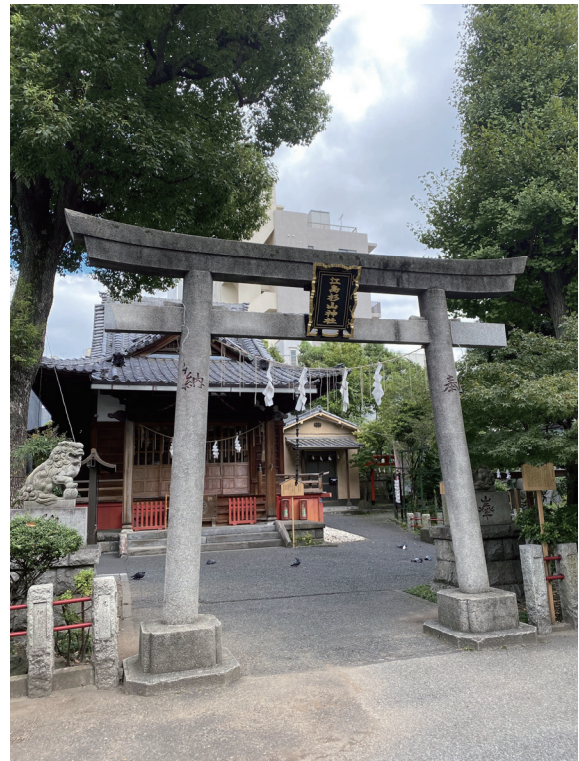


写真2

江島杉山神社

東京都墨田区千歳 1-8-2 2021.9.26

現在も分祀された弁天様が祀られている。また、資料館には杉山ゆかりの品々のほか、徳川綱吉直筆の掛け軸や、綱吉の正室である浄光院直筆の色紙なども展示されている。

表1 「生類憐れみの令」抜粋
番号は江戸町触集成による

番号	西暦	和暦	内容	出典
	1694	元禄7	鞠ひささぐこと禁止。犬皮使用禁止。	徳川實紀
3135	1694	元禄7	はなれ馬 捨て馬 病馬 捨てるな	
3150	1694	元禄7	金魚銀魚飼う物はリスト提出	
3186	1694	元禄7	病犬 共食い犬 捨子は育てよ	
3209	1694	元禄7	犬商売禁止	
	1694	元禄7	江戸の金魚7000匹を藤沢の遊行寺に放す	鸚鵡籠中記
3218	1695	元禄8	中野犬小屋設置 野犬保護	
3222	1695	元禄8	鳥の巣があったら報告せよ	
3224	1695	元禄8	犬と大八車	
3230	1696	元禄9	犬費用の徴収	
3234	1696	元禄9	犬費用の徴収	
3242	1696	元禄9	捨子 出生調査	
3243	1696	元禄9	捨子 出生調査 妊娠・出産・流産 三歳	
	1696	元禄9	飲酒抑制令	
3332	1697	元禄10	野良犬の頭数記録	
3414	1697	元禄10	犬費用の徴収	
3415	1697	元禄10	犬費用の徴収	
3639	1700	元禄13	捨子の禁	
3640	1700	元禄13	うなぎ、どじょう禁止	
3641	1700	元禄13	老人病人女子供は籠使用可	
3741	1701	元禄14	犬費用の徴収	
	1701	元禄14	松の廊下の刃傷沙汰 3月14日	
3808	1702	元禄15	馬の荷物軽減せよ	
3817	1702	元禄15	捨子の禁	
3829	1703	元禄16	野良犬を届け出よ	
	1703	元禄16	江戸大火、大地震 11月	
3837	1703	元禄16	火事地震故に犬費用免除	
3915	1704	宝永元年	犬費用の徴収	
3953	1704	宝永元年	捨子の禁 出生届	
4039	1705	宝永2	老人病人女子供と籠	
4046	1705	宝永2	牛馬をいたわること	
4064	1705	宝永2	釣り禁止	
4066	1705	宝永2	鳥飼育禁止	
4074	1705	宝永2	鳥の飼育禁止、くまなく探せ	
4075	1705	宝永2	うなぎ、どじょう禁止	
4076	1705	宝永2	鳥獣商売の禁	
4077	1705	宝永2	塩鳥商売の禁	
4082	1705	宝永2	痩せ馬瘦せ犬の保護	
4112	1706	宝永3	鳥、うなぎどじょう、牛馬をいたわること	
4126	1707	宝永4	牛馬いたわれ、鳥けだもの商売禁止	
4139	1707	宝永4	鳥、うなぎどじょう、あなごと称してうなぎの蒲焼きを売るな	
4141	1707	宝永4	牛大八車の管理	
4143	1707	宝永4	鳥商売禁止	
4154	1707	宝永4	大八車管理	
4156	1707	宝永4	鳥、塩鳥商売禁止	
4160	1708	宝永5	鳥商売禁止、大八車管理	
4172	1708	宝永5	趣味の釣り、鳥、魚の商売、どじょう 禁止	
4173	1708	宝永5	牛車の管理	
4174	1708	宝永5	馬の首の毛ふり禁止(首の毛を焼く)	
4190	1709	宝永6	鳥商売禁止	
4191	1710	宝永7	綱吉逝去	

体制としての「生類憐れみの令」の施行状況への矛盾として現れてくる。例えば、綱吉はそれまで武家の儀式となっていた鷹狩りを廃止したが、これは同時に「御鷹狩」のため、としてそれまでは田畑を荒らす鴨や雁を追い払うことができなかつた農民たちにとっては救済となり、農民の疲弊は軽減された（塚本, 1998 根崎, 2006）。しかし、鷹狩の維持に当たっては鷹の餌や訓練用としての犬の維持も必要とするものであったため、不要とされた数多くの犬が捨てられ、野犬として街に溢れることにもなった。野犬の放置は治安の悪化、人的被害を伴うもの（藤井, 2013）であるが、また生類として犬の保護も果たす必要があるため、「江戸市中での犬害制御、犬管理の役割」をもった中野の巨大な犬小屋の造成に至る（塚本, 1998）。また、当時は基本的な治療能力がないにもかかわらず医者の名乗るいい加減な「犬医者」も出現していたという（谷口, 2000）。

特定の生き物を保護することが、その生息に関連する他の生き物のあり方に直ちに悪影響を及ぼす結果となりうることは、現代では生態学の観点から広く知られるところである。たとえば、札幌の豊平川でのサケの遡上を復活させる、という自然保護の方針が、活動が功を奏して良好となった自然環境の中でのヒグマの活動域をも広げてしまい、多くのヒグマの人里への進出をもたらした、等が好例（北海道放送, 2021）である。後世において「生類憐れみの令」が失策であった、とする観点の一つはこういった人間を含めた生き物の相互作用を包含しきれず、場当たりの対応で御触れを出し続けたところにある。

綱吉は、四代将軍徳川家綱が、将軍としてのリーダーシップを発揮せず「左様せい様」と揶揄されていた状況からの脱却のため、積極的に政治に関わっていった。綱吉自身が武芸よりも儒学や能を嗜んでいたこともあり、そのリーダーシップは武士の時代の終焉をもたらす内容でもあった。鷹狩の廃止以外にも、傾奇者の取り締まりによって武士による切り捨てごめんといった理不尽な暴力行為を減少させる、といったものもあり、当時の武士階級にとっては綱吉の方針は既得権益を損なう政治として受け止められていた。綱吉以前の社会では、試し切り、辻斬り、その他応報としての切り捨てが許容される武士の文化が中心であった。その様子は「市中での暴力、違法な狩や釣り、さらにはそれに関連して起きる諸問題、例えば殺されたり遺棄されたりした動物の死骸の腐敗、などが市中の平和を脅かしていた」と評されている（ベイリー, 2015）。

あきらかに綱吉を誹謗する内容として成立している「三王外記」のようなものは、そういう旧時代を懐かしむ武士階層からの反感の表れとも言えよう。

栗田は1920年の「犬公方論」の中で捨て子の取り締まり、牢屋の改善、行路病者の保護、非人の保護、奴婢の保護、殺傷を事とする無頼漢の取締り、の六項目を挙げて綱吉を「歴代の将軍中で最も人命を重んじた」とした（栗田, 1920）。また、綱吉の側近であった柳沢吉保の言葉として「原公実録」には「生類を人より大切に扱っているように評する向きもあるが、それは全くの心得違い」とある（福留, 2011）。

捨て子の禁については、「大日本史」の編纂にも加わった長久保赤水が後の1773年の「芻蕘談」の中で間引きをするのなら富者の家の前に捨て子をしたほうがましである、という啓蒙を行っている。捨て子が禁じられたために、貧困層では捨て子のかわりに生まれた子供を間引く風習に帰結していたことが窺え（原田, 1989, 2001）、この問題の困難さを示しているが、これは同時に捨て子の禁令がそれだけひろまっていた、ということでもあろう。

綱吉が人間を生類の一つと位置付けて保護すべきものとしたという観点については疑念を表明する見解もある（仁科, 2019）が、たとえばアメリカで1874年に起きた児童虐待事件であるメアリ・エレン・ウィルソン事件では虐待被害者である子供を保護するにあたって、当時は児童虐待法がなく、やむなく動物虐待防止の観点から被害児童の保護を立論しなくてはならなかったことを考えると、綱吉の生類憐れみの令は子供の保護として実用的な意義があったといえるであろう（メアリ・エレン・ウィルソン事件）。

人権という概念に近いものとしては、貞享4年に吉原の遊女を博打の罪で捉え、他の遊女屋に売り、その売り上げを幕府に納めた旗本が「人の売買」の罪で遠島となっている。また、天和2年（1682年）には売春婦（売女はいた）の雇い主が極刑となっている（丹野, 2017）。ただし、人身売買については綱吉以前の元和5年にも死罪とする御触れが出ており、「生類憐れみの令」に先立ってすでに問題視されていたことがわかる。

竹中は「人物再評価学習」の実践対象として徳川綱吉の政策を用いているが、その理由として、必要以上に一面的イメージが先行していることをあげ、近年、歴史学の分野において再評価がなされつつある例としている（竹中, 2015）。ここでは綱吉の文治主義的政治方針を軸として、それまでの犬公方に代表される「暗愚としての綱吉」像の再解釈を行うとともに、その暗愚像は新井白石等の後代の人物による意図的な著作のためである、とする。同様の指摘は板倉によってもなされている（板倉, 2007）が、その「一面的イメージ」をもたらした「三王外記」は後代のものとするほど新しくはない上、大正期にすでに綱吉の人命保護を評価

した例もあり、必ずしもこの混乱は時代性によるものとはいえない。時代性、という視点から触れるのであれば、綱吉に直接謁見した上で彼のことを「偉大で卓越した君主」と評価したケンペルにも注目しなくてはならない（ベイリー、1994、クレインズ、2019）。

山崎らも同様に授業案として綱吉を取りあげる提言の中で「現在の日本史研究の水準からすれば」「綱吉名君像が最も正解に近いであろう」、とする（山崎、2012）。また、竹中にしても板倉にしても、このような「再評価」の動きは教育方法の一分野においてなされたものとして、あくまでも歴史解釈の手段と史料の取扱に関する方法論的なものであり、内容を個々の分野において掘り下げたものではないことにも留意したい。

「生類憐れみの令」によって人々が理不尽な処罰を受けた、という視点も「三王外記」からでてくる見解であるが、実際には鸚鵡籠中記を記した朝日重章はその著の中で70回以上にわたって禁じられていた趣味の釣りに勤んでいたことを記している（朝日 塚本編注、1995）。また、山室によると「生類憐れみの令」によって処罰された記録は69件（そのうち極刑13件）であるが、記録によって内容の疑わしいものもあり、実際にはこれより少なかったと考えられる（山室、1998）。

「生類憐れみの令」は綱吉の死後速やかに廃止された、とされる（板倉、2007）。犬小屋の廃止等綱吉の死の直後に廃止されたものも確かにあるが、現実には牛馬の遺棄の禁止、捨て子の禁止と保護、行き倒れの保護、病人の保護などはそのまま継続された。鷹狩も後に復活してはいるがそれには八代将軍徳川吉宗の時代まで待たなくてはならない。本項で触れてきた生命倫理に関わる御触れに関しては、綱吉以降もそのまま継続しているのである。これは、「生類憐れみの令」の一部は幕府に評価され、後の時代の基準として組みこまれていったことを意味する。事実、八代将軍の吉宗は綱吉を高く評価しており、享保の改革によって幕府を立て直した際には綱吉の政策から学んだとされる。上野の寛永寺には綱吉、吉宗それぞれの墓所があるが、吉宗の墓は当時の将軍が用いた質素なスタイルではなく、あえて綱吉のそれに似せて作られている。「生類憐れみの令」に代表される徳川綱吉の政策は、近代日本の生命倫理の基本を形成したとあって良いであろう。

謝辞

本論文の作成にあたって、ご指導いただいた鶴見大学人文科学講座の木村利夫教授、アスリジャヤワルディナ学内講師に感謝いたします。

文献

- 「犬将軍 綱吉は名君か暴君か」 B.M.B. ベイリー、早川朝子訳、柏書房、2015年
- 「誰が子どもを養育するのか——社会への包摂という視点から読み解く」三時真貴子、有斐閣〈有斐閣ストゥディア〉『問いからはじめる教育史』、p43～p61 2020年
- 「犬公方論」栗田元次、中央史壇、1巻1号、1920年
- 「ケンペルと徳川綱吉」 B.M.B.= ベイリー、中直一訳、中公新書、1994年
- 「長崎のオランダ医たち」、中西啓、岩波書店、1975年
- 「七五三」 神社本庁、<https://www.jinjahoncho.or.jp/omairi/gyouji/shichigosan>、2021年閲覧
- 「元禄時代と赤穂事件」大石学、角川選書、2007年
- 「將軍側近 柳沢吉保 いかにして悪名は作られたか」、福留真紀、新潮新書、2011年
- 「忠臣蔵事件」の真相 佐藤孔亮、平凡社新書、2003年
- 「生類憐れみの令 道徳と政治」、板倉聖宣、仮説社、2007年
- 「近世日本世相史」斎藤隆三、博文館、1925年
- 「徳川十五代史」内藤耻叟、1892年
- 「江戸時代医学史の研究」服部敏良、吉川弘文館、1978年
- 「徳川綱吉ノ精神状態ニ就テ」入澤達吉、国家医学会雑誌、189号、1-12、1903年
- 「江戸時代医学史の研究」服部敏良、吉川弘文館、1978年
- 「常憲院殿御実紀」国立国会図書館デジタルコレクション、<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/772968/5?tocOpened=1,1844>年
- 「常憲院贈大相国公実紀」内閣文庫、1714年
- 「江戸の御触書 生類憐れみの令から人相書きまで」楠木誠一郎、グラフ社、2008
- 「江戸時代史」三上参次、富山房、1944年
- 「生類憐れみ政策の成立に関する一考察 —近世日本の動物保護思想との関連で—」根崎光男、The Hosei journal of humanity and environment、5-1、p1-18、2005年
- 「最新研究でここまで分かった 日本史 通説のウソ」日本史の謎検証委員会編、彩図社、2018年
- 「好色一代男」井原西鶴、1682年
- 「服忌令の成立と系統 —江戸時代法源史の一斑—」林由紀子、https://www.jstage.jst.go.jp/article/jalha1951/1967/17/1967_17_75/_pdf、1967年
- 「徳川綱吉 犬を愛護した江戸幕府五代将軍」福田千鶴、山川出版社、2010年
- 「生類をめぐる政治」塚本学、平凡社、1998年

- 「生類憐みの令」の真実」仁科 邦男, 草思社, 2019 年
- 「江戸町触集成」近世資料研究会編, 塙書房, 1994-2006 年
- 「生類憐れみの世界」根崎光男, 同成社, 2006 年
- 「犬の日本史 人間とともに歩んだ一万年の歴史」, 谷口研語, PHP 研究所, 2000 年
- 「市街地に出没するクマ…遭遇を避けるには? クマの移動ルートを遮断へ 北海道札幌市」, 北海道放送, 2021 年
- 「江戸時代のお触れ」藤井譲治, 山川出版社, 2013 年
- 「江戸時代の古文書を読む 元禄時代」徳川林政史研究所 監修, 東京堂出版, 2002 年
- 「障害者教育「犬公方」が支え」, 読売新聞, 2021 年 5 月 23 日
- 「近世に於ける人口制限の実体と民衆の児童観」原田信一, 駒澤大学文学部研究紀要 47, 34-79, 1989 年
- 「江戸末期における欧米福祉思想導入の実相」原田信一, 駒澤社会学研究 33, 9-26, 2001 年
- 「メアリ・エレン・ウィルソン事件」, <https://ja.wikipedia.org/wiki/2021年閲覧>
- 「江戸の犯罪と仕置」丹野顯, 洋泉社, 2017 年
- 「中学校における歴史人物学習の可能性 —教科書分析と授業開発を手がかりに—」竹中伸夫, 熊本大学教育実践研究, 32号, 21-29, 2015 年
- 「「活用」に焦点を当てた日本史学習の実践的研究 —徳川綱吉の瀬作を題材にして—」山崎義弘、奥野浩之, 奈良教育大学紀要, 61 卷 1 号, 2012 年
- 「オランダ商館長が見た 江戸の災害」F. クレインス, 講談社現代新書, 2019 年
- 「鸚鵡籠中記」, 朝日重章, 塚本学編注 岩波文庫, 1995 年
- 「黄門様と犬公方」, 山室恭子, 文藝春秋, 1998 年